

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	スプリンクラー設備等に関する基準の見直し	
担当部局	総務省消防庁予防課	電話番号:03-5253-7523
評価実施時期	平成26年7月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院において、火災発生時に避難時間を確保することにより、入所者の生命、身体を保護する。</p> <p>【内容】 避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院について、社会福祉施設と同等の火災危険性と認識し、原則として施設の延べ面積に関わらずスプリンクラー設備の設置を義務づけるほか、その他の消防用設備等についても設置基準の見直しを行うこととする。</p> <p>【必要性】 有床診療所及び病院は、夜間は限られた職員で入院患者の対応に当たっているため、入院患者の様態によっては火災時に適切に対応することが非常に難しい施設となっている。こうした施設における火災被害を繰り返さないためには、防火管理者の選任、消防計画の作成や法令等により定められた消防訓練の実施などのソフト面と、建築構造や火災の発生の感知・警報、消防機関への通報、消火のための設備などのハード面で総合的に対応することが必要である。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	消防法施行令第10条第1項、第11条第2項、第12条第1項第1号、第4号、第9号、第2項第4号、第6号、第20条第1項、第23条第1項、第3項
想定される代替案	代替案は想定されない。	
規制の費用	費用の要素	
(遵守費用)	スプリンクラー設備の設置対象となる施設数については現在調査中である。なお、各施設においてスプリンクラー設備の設置に係る費用は、厚生労働省による補助金(基準額17,000円/1㎡)の対象となっている。また、火災通報装置についても同様に設置に係る費用は、厚生労働省による補助金(基準額300,000円/1か所)の対象となっている。その他の設備については設置費用は発生しない又は限定されたものになると考えられる。	
(行政費用)	消防機関等の関係行政機関や医療機関等への制度改正の周知・徹底など、改正後の制度の円滑な施行に向けた準備に要する費用が発生する。	
(その他社会的費用)	今回新たに消防用設備等が設置される場合、消防法第17条の3の3に基づく点検報告義務が生じるが、点検費用については限定されたものになると考えられる。	
規制の便益	便益の要素	
	延べ面積に関わらずスプリンクラー設備等の設置義務を課すほか、その他の消防用設備等の設置基準を強化することで、火災発生時に避難が困難な患者の避難時間を確保することにより、消防法施行令別表第一(六)項イに掲げる医療機関の入院患者の生命、身体、財産の保護の徹底が図られるものと考えられる。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	今回の改正により、スプリンクラー設備の設置等に係る費用負担が生じるが、火災発生時に避難が困難な患者の避難時間を確保することにより、消防法施行令別表第一(六)項イに掲げる医療機関の患者の生命、身体、財産の保護の徹底が図られること、検討部会において業界団体との合意は概ね得られていること等を総合的に勘案し、今回の改正には妥当性があるものと考えられる。	
有識者の見解その他関連事項	「有床診療所・病院火災対策検討部会」(部会長:室崎益輝 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構副理事長)の報告書を踏まえている。	
レビューを行う時期又は条件	今後の火災予防の実態を踏まえつつ、必要があると認められるときは、レビューを行うものとする。	
備考		